

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松前町	南黒田	令和3年3月17日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.5ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	6.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0ha
(備考)	

- 注1: ③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年11月に実施した「農地に関するアンケート調査」によれば、耕作者のうち71歳以上が41.7%、61歳以上が83.4%に上る。49歳未満で今後農業を始めたい人が8名おり、現在農業を行っていて、農地を引き受ける意向のある中心経営体が2名1法人いる。このため、後継者がいる農家はその設備と技術を確実に引き継いでいくこと、それ以外の後継者のいない農地を中心経営体が分担して確実に引き受けていくことが必要である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

南黒田地区全域において耕作が難しくなってきた農地は、基本的に中心経営体である認定農業者2経営体及び認定農業法人1経営体が引き受ける。

南黒田自治会としては、農道や用水路の清掃及び管理、水田の水引作業などの調整をこれまで通り実施し、中心経営体が農地を集積しやすい環境整備を整える。

令和3年度中に「南黒田環境保全会」を設立して、地域の農業施設の保全等に多面的機能支払制度を活用できる体制を整え、中心経営体の農地集約を支援する。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・野菜	2.2ha	水稻・野菜	2.6ha	南黒田集落
認農	B	野菜・受託	0.3ha	野菜・受託	0.5ha	南黒田集落
認農法	C	野菜・受託	0ha	野菜・受託	0.4ha	南黒田集落
計	3人		2.5ha		3.5ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。